

多面的機能支払交付金の返還について

多面的機能支払交付金の返還については、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号。以下「要綱」という。)別紙1の第9及び別紙2の第9によるほか、事案ごとで判断が必要ですので、次を参照してください。

1 多面的機能支払交付金の返還となる場合

返還事項	返還対象期間		返還対象農用地		返還する根拠
	活動開始年度に遡及	当該年度以降	すべての対象農用地	該当農用地のみ	
北海道が定める地域活動指針に基づく要件を満たさないとき	○		○		要綱別紙1第9-1-(1) 別紙2第9-1-(1)
非農業者の参画がない場合	○		○		要綱別紙2第9-1-(5)
対象農用地が転用等により減少した場合 ※免責あり	○			○	要綱別紙1第9-2 別紙2第9-2
事業計画に位置付けた遊休農地が対策期間中に耕作可能な状態とならなかった場合	○			○	要綱別紙1第9-1-(3) 要綱別紙2第9-1-(3)
交付金が目的外に使用された場合	※返還額は、農水省と協議して決定。				要綱別紙1第9-2 別紙2第9-2
ほ場整備事業実施中で、対象農用地面積が減った場合					
事業前の面積で交付を受け、一時利用地の設定がなされた場合		○		○	要綱別紙1第9-2 別紙2第9-2
一時利用地設定面積で交付を受け、換地が確定した場合		○		○	要綱別紙1第9-2 別紙2第9-2
水路・道路等の公共事業用地として買収された場合		○		○	要綱別紙1第9-2 別紙2第9-2
砂利採取のため、一時転用する場合（注1）	○			○	要綱別紙1第9-2 別紙2第9-2
活動組織等構成員が死亡し、後継者がいないので、協定農用地から除外する場合（注2）	○			○	要綱別紙1第9-2 別紙2第9-2
活動組織等構成員が離農し、協定農用地から除外する場合	○			○	要綱別紙1第9-2 別紙2第9-2

注1 単年度又は冬期間の砂利採取については、道協議会と協議願います。

注2 相続人等農用地の所有者、管理者から農用地への立ち入り許可が得られ、活動組織等として遊休農地発生防止の活動がある場合は、交付金の返還する必要はありません。

農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気等に伴い、認定農用地の保全管理が困難な場合は、相続人の了解を得て遊休農地発生防止のための保全管理等の共同活動を行なうことを基本とした場合は、交付金を返還する必要はありません。

ただし、相続人から当該農用地における共同活動を行うことに対する同意が得られない場合は、相続人との協議経過や対応状況等の資料を整備し、道協議会と協議を行うことで交付金の遡及返還が免除される場合もあります。

2 多面的機能支払交付金の返還が免除される場合

多面的機能支払交付金の返還については、自然災害その他やむを得ない理由が認められた場合には、返還を免除することができる事例があります。具体的な例は、次のとおりとなっています。

1 「自然災害その他やむを得ない理由」は、農水省と道協議会との間で相談して活動組織ごとに判断することになりますが、次の場合は外部条件の変化によるものは「やむを得ない理由」に相当するとされています。

- ・豪雨、洪水、地すべり、地震、新型コロナウイルス感染拡大防止等の理由により、計画段階で予定した普及・啓発活動や実践活動ができなかった場合
- ・希少種の発見、鳥の営巣などにより、計画段階で予定した泥上げ等の実践活動ができなかった場合
- ・害虫の異常発生などにより、計画段階で予定した農村環境保全活動の植生による水質保全ができなかった場合
- ・湧水量の減少などのために、計画段階で予定した農村環境保全活動の、生態系に配慮した施設の適正管理や水田を活用した生息環境の提供が実践活動まで取り組めなかった場合

2 また、対象農用地について、土地収用法等に基づく収用若しくは使用を受けた場合、又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売り渡し若しくは使用させた場合や、農業、

※ 農業用施設用地は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条の「耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設」を参考に、その施設が地域の農用地等を保全していく上で不可欠なものでどうかで判断することになります。(参考資料4を参照願います。)

- ・農業用施設用地等の「等」とは、新規就農者の住宅に供するため農地転用を行った場合で、やむを得ない理由に該当します。

なお、既に農業に従事している後継者の住宅に供するための農地転用の場合は、道協議会と協議願います。

3 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これに類する場合などに伴う認定農用地又は対象農用地の減少は、「やむを得ない理由」に該当する場合がありますので、前ページの注2のとおり道協議会と協議願います。